大阪府教育委員会では、平成24年８月30日、公立高等学校入学者選抜の調査書評定に、いわゆる絶対評価導入を決定してから、府議会、市町村教育委員会、学校現場等の意見をお聞きし、調査書に記載する評定の扱い等について検討してまいりました。

**大阪府立高等学校入学者選抜における調査書の評定について**

**大阪府教育委員会**

検討にあたっては、入学者選抜における調査書の評定の公平性を確実に担保すること、また、生徒、保護者にとってわかりやすいものとすることが重要と考え、実際に受験する生徒たちの中学校ごとの学力状況を客観的に表す数値を用いることが肝心との考えから、入学者選抜における中学校３年生の絶対評価の大阪府統一のルール（基準）を示し、そのルールに基づいた評定を調査書へ記載していただくこととしました。

**Ⅰ　府教育委員会は、府内統一の絶対評価のルール（基準）を示します。**

**大阪府統一ルール（基準）**

１　府教育委員会は、各中学校が調査書の評定を確定する際の基準として、府内の昨年度の中学校２年生(現３年生)が参加した

平成26年度チャレンジテストでの検証をもとに「府全体の評定平均」のみを定める

２　各中学校は、平成27年度全国学力・学習状況調査結果（以下、全国学力調査と言う。）の平均正答率を活用し、在籍する生徒全体の学力状況に応じて「評定平均の目安」を算出し、その目安の±0.3のポイントの「評定平均の範囲」内で調査書の評定を確定する

**１「府全体の評定平均」の算出方法について**

1. チャレンジテストでの検証をもとに、昨年度の中学２年生（現３年生）の府全体の評定分布（**表１**）を作成

②　**表１**より大阪府全体の「評定平均」を計算し、「3.22」と設定

**表１**  府全体の評定分布



**府全体の評定平均＝3.22**

　　　　　　※「府全体の評定平均」＝5×0.12＋4×0.25＋3×0.41＋2×0.17＋1×0.05

**２ 各中学校の「評定平均の範囲」について**

**ア　各中学校の「評定平均の目安」の算出方法**

①平成27年度全国学力調査における当該校の結果全体の平均正答率と府の結果全体の平均正答率との比（対府比）を計算（小数第3位四捨五入）

「対府比」=「当該校全体の平均正答率」÷「府全体の平均正答率」（**表２[A]**）

② 当該校の「評定平均の目安」を計算

　「評定平均の目安」=「府全体の評定平均×全国学力調査における対府比[Ａ] 」（**表２[B]**）

**表２**

※「全国学力調査の平均正答率」＝（国語Ａ平均正答率＋国語Ｂ平均正答率＋数学Ａ平均正答率＋数学Ｂ平均正答率＋理科平均正答率）÷５

**イ 各中学校の調査書の評定の確定について**

資料２

①「２．ア 各中学校の「評定平均の目安」の算出方法について」で算出した「評定平均の目安」±0.30を当該校の「評定平均の範囲」とする（**表２[C]**）

②各学校は「評定平均の範囲」内において、調査書の評定を確定する

※全教科（９教科）トータルの評定平均を、「評定平均の範囲」内で確定する

（例）「評定平均の範囲」が3.08～3.68の場合：評定平均は3.08以上3.68以下の値

**Ⅱ　中学校における評定の確定のイメージ**



＜■■中学校の例＞

・■■中学校の全国学力調査の平均正答率は「63.0%」、全国学力調査での対府比は「1.05」なので、評定平均の目安は「3.38」、「評定平均の

範囲」は「3.08~3.68」となる。

・■■中学校は、学校の評定平均が「3.51」であり、「評定平均の範囲」内にあるため、「表」のとおり評定を確定することとした。

**Ⅲ　市町村教育委員会及び府教育委員会の対応**

１　市町村教育委員会は、所管する中学校の評定の妥当性・信頼性の向上に向け、指導・助言を行う

２　府教育委員会は、提出された調査書の評定の検証を行う

**Ⅳ　今後の予定**

４月16日　　市町村教育委員会　教育長への説明

６月上旬 　　進学指導に係る説明会（市町村教育委員会・中学校進路指導担当者 等）

７月下旬　　　進学フェアの開催

１０月中旬　　　実施要項説明（市町村教育委員会・府立高等学校）

１１月上旬　　　入学者選抜等に係る説明会（市町村教育委員会・中学校進路指導担当者　等）

１月中旬　　　実施細目説明（府立高等学校）

２月下旬　　　特別選抜実施

３月上旬　　　一般選抜実施

２－６